

新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給 事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により医業収入が著しく減少した県内医療機関のうち、神奈川県中小企業制度融資の対象とならない医療機関の経営の安定化と健全化を図り、もって感染症患者の受入れ体制及び通常の医療体制の確保を図るための新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資及びその融資の利子補給を行う金融機関に対して、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「資本性劣後ローン」とは、次のいずれにも該当することによって、資本類似性を有する債務をいう。

- (1) 償還条件について、契約時における償還期間が5年を超え、期限一括償還を原則とすること。
- (2) 業績連動型の金利設定とすること。
- (3) 貸出先の法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後すること。

(交付対象者)

第3条 第6条に定めるところにより知事の指定を受けた取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる条件で新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資として令和3年3月31日までに融資を実行したことによる、取扱金融機関所定金利からの金利引き下げ分に対応した利子補給とする。

- 2 利子補給の対象とする融資の限度額は、県内の病院ごとに10億円とする。
- 3 別表に掲げる条件を踏まえた上で、取扱金融機関ごとに別に融資条件等を定めることは妨げない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、県の会計年度ごとに当該期間に対応した金利引き下げ分について、実績を踏まえて確定する。

- 2 融資期間中に全額の繰り上げ償還があった場合は、繰り上げ償還日までを

交付期間とする。

3 補助率は10分の10とする。

(取扱金融機関の指定)

第6条 取扱金融機関は神奈川県中小企業制度融資の取扱金融機関である金融機関のうちから知事が指定する。

2 前項に規定する取扱金融機関の指定を受けようとするときは、別に定める日までに新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資取扱金融機関指定申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(取扱金融機関の義務)

第7条 取扱金融機関は、医療機関から融資の申し込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は融資を行わなければならない。

(交付申請)

第8条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする取扱金融機関(以下「補助事業者」という。)は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金交付申請書(第2号様式)により交付申請に知事が必要と認める書類を添付して、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の添付書類について電子データの提出を求めることができる。

3 補助金の交付を受けようとする者は、同条第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(融資申込及び融資実行に係る報告)

第9条 取扱金融機関は、第4条に定める条件で融資申込を受け付けたとき、融資を実行したとき、金利を変更したとき及び融資の条件を変更したときは融資申込・実行報告書(第3号様式)により報告を行わなければならない。

2 同一病院における融資申込額と融資実行額の合計が第4条に定める限度額を超える場合は、県は融資申込報告書の提出のあった取扱金融機関にその旨を通知し、取扱金融機関は融資申込のあった医療機関と融資総額が限度額以

内となるよう申込額について調整を図るものとする。

(状況報告)

第10条 取扱金融機関は、事業費の執行状況等を確認するため、事業実施状況報告書(第4号様式)により毎年3月31日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、毎年4月30日までに行わなければならない。

(1) 受取利子証明(明細)書(別紙1様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の添付書類について電子データの提出を求めることができる。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(額の確定通知)

第13条 知事は、第11条に基づく報告書の提出があつた場合には、規則第4条の規定により、当該報告書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、額の確定をするときは、規則第13条の規定により、新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金の額の確定通知書(第7号様式)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付申請に際し、虚偽の申し出又は報告をしたとき
- (2) その他知事が必要と認めるとき

(書類の保存)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付に関する書類を交付期間終了後 10 年間は保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 年 15 日から施行する。

別表

対 象	<p>次の条件を満たす県内の医療機関</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により直近3か月のうちいずれか1か月の医業収入又は医業利益が新型コロナウイルスの影響を受ける前のいずれかの月と比較して10%以上減少していること。</p> <p>② 神奈川県中小企業制度融資の対象外であること（常時使用する従業員数が、法人：300人超、個人：100人超）。</p> <p>③ 開設者が県、市町村、地方独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人労働者健康安全機構、又は公立大学法人でないこと。</p>
融資限度額	10億円
資金用途	<p>運転資金、赤字補填資金等</p> <p>（資本性劣後ローンの場合に限り、借換資金も可）</p>
利 率	<p>当初3年間：取扱金融機関の所定金利から2%引き下げ※</p> <p>4年目以降：取扱金融機関の所定金利</p>
融資期間	<p>1年超10年以内</p> <p>ただし、資本性劣後ローンとする場合は5年超15年以内</p>
返済方法	<p>分割返済（3年以内の据置き可）又は期限一括償還</p> <p>ただし、資本性劣後ローンとする場合は、期限一括償還を基本とする。</p>
担保・保証人	必要に応じて
実施期間	令和3年3月31日まで（融資実行日で整理）
その他	<p>神奈川県の新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資として、利率の引き下げがあることを、貸出先に対して説明すること。</p>

※ 所定金利が2%に満たない場合は、所定金利と同率以内で利子補給を行うものとする。

第1号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資
取扱金融機関指定申請書

神奈川県知事 殿

（申請者）

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資取扱金融機関として
指定を受けたいので、申請いたします。

担 当 者	職名	
	氏名	
	電話	

第2号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

（申請者）

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

○年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子
補給事業費補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助
金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のと
おり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子
補給事業
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
その他参考となる資料

（問合せ先）

担当者名

電話番号

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地：

金融機関名：

○年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子
補給事業費補助金事業実施状況報告書

○年○月○日付けで交付決定を受けた○年度新型コロナウイルス感染症対応
医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金に係る補助事業の実施状況を、
次のとおり報告します。

補助事業の執行状況（4月1日から翌年3月31日までの合計）

1	融資実行病院数	病院
2	融資実行総額	円
3	当年度利子補給予定額	円

(問合せ先)

担当者名

電話番号

第5号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

○年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子
補給事業費補助金実績報告書

○年○月○日付けで交付決定を受けた○年度神奈川県新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 実績

(1) 融資実行病院数	病院
(2) 融資実行総額	円
(3) 利子総額（所定金利）	円
（割引後）	円

2 添付資料

受取利子証明（明細）書（別紙1様式）

<補助金の返還等の振込先口座> ※口座名義人は申請者と同一にすること

金融機関名：

支店名：

預金種別：普通・当座・別段

口座番号：

口座名義（カタカナ）：

（問合せ先）

担当者名

電話番号

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

○年度消費税仕入控除税額報告書

○年○月○日付けで交付決定を受けた○年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）
（2で「無」を選択の場合は以下不要） | 有 | ・ 無 |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）
（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

(問合せ先)

担当者名

電話番号

第7号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

所在地：
金融機関名：
代表者氏名：

神奈川県知事 印

○年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子
補給事業費補助金の額の確定通知書

新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資利子補給事業費補助
金交付要綱第13条の規定に基づき、当該補助金の額を確定しましたので、下記
のとおり通知します。

記

補助金の額の確定額 金 円

(問合せ先)
担当者名
電話番号